

第6回 シェアリングエコノミー検討会議 議事要旨

1. 日 時 平成28年10月4日（火）9:30～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 12階 共用1208特別会議室

3. 議題

(1) 開会

(2) シェアリングエコノミーの振興策について

①シェアリングエコノミーに関する総務省の取組について（総務省）

②グリーゾーン解消制度及び企業実証特例制度について（経済産業省）

③地方創生推進交付金について（内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局）

(3) 中間報告書構成（案）について

(4) 意見交換

(5) 閉会

4. 配布資料

【資料6-1】シェアリングエコノミーに関する総務省の取組について

【資料6-2】グリーゾーン解消制度及び企業実証特例制度について

【資料6-3】地方創生推進交付金について

【資料6-4】シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書構成（案）

【資料6-5】シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書（第3章）（案）

【資料6-6】サービストライアングルによる検証（持丸構成員の御提案）

【参考6-1】地方創生推進交付金の交付対象事業における特徴的な取組事例（平成28年度第1回）

5. 出席者

（構成員） 中央大学大学院法務研究科 安念 潤司主査
東京大学大学院情報学環 生貝 直人構成員
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 上田 祐司構成員
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 重松 大輔構成員
一般社団法人新経済連盟 関 聡司構成員
東京大学大学院情報学環 成原 慧構成員
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 中村 伊知哉構成員

森・濱田松本法律事務所 増島 雅和構成員

一般財団法人日本消費者協会 松岡 萬里野構成員

国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門 持丸 正明構成員

弁護士法人英知法律事務所 森 亮二構成員

(関係省庁) 総務省情報流通行政局情報流通振興課 今川 拓郎課長

経済産業省商務情報政策局情報経済課 長谷 弘道企画官

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 山口 孝係長

国土交通省総合政策局情報政策課 岩城 宏幸課長

環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 井上 満室長補佐

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局

伊藤 大輔参事官補佐

(事務局) 神成 淳司副政府CIO、

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 二宮 清治次長、吾郷 進平次長、

犬童 周作参事官、松田 昇剛企画官

○安念主査 皆さん、おはようございます。ただいまから第6回「シェアリングエコノミー検討会議」を開催いたします。

皆様には、御多忙の中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日、坂下構成員は御欠席との御連絡をいただいております。

それでは、まず本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松田企画官 お手元の資料、クリップをとっていただきまして、議事次第がございます。

資料6-1といたしまして「シェアリングエコノミーに関する総務省の取組について」。総務省の資料でございます。

資料6-2「グリーゾーン解消制度及び企業実証特例制度について」。経済産業省の資料です。

資料6-3「地方創生推進交付金について」。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の資料でございます。

資料6-4「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書構成（案）」。

資料6-5「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書（第3章）（案）」。

資料6-6「サービストライアングルによる検証（持丸構成員の御提案）」。

そして、参考6-1といたしまして、内閣府地方創生推進事務局より資料をいただいております。

以上、過不足ございませんでしょうか。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事次第の「（2）シェアリングエコノミーの振興策について」です。

本日は、総務省情報流通行政局情報流通振興課の今川課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課の長谷企画官、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局の伊藤参事官補佐にそれぞれ15分程度で御説明をいただきたいと思います。

それでは、初めに、総務省情報流通行政局情報流通振興課の今川課長より、資料6-1に基づいて御説明をお願いいたします。

○今川課長 御紹介いただきました情報流通振興課の今川課長でございます。きょうはお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料6-1を簡単に御説明させていただきたいと思います。

総務省の取り組みです。シェアリングエコノミーにつきまして、それほど充実したものとは言えないかとは思いますが、若干御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございます。これは内閣官房さんのほうで取りまとめのものにも引用い

ただいたりしておりますので、詳細は割愛をいたしますけれども、情報通信白書のほうでシェアリングエコノミーの御紹介を平成27年版、平成28年版と2年間続けて紹介をさせていただいております。

27年版では、市場規模の推移とか、あるいは主な事例とかとともに、国内へのアンケート調査結果を御紹介させていただきまして、28年版では国際比較の調査結果などを御紹介させていただいております。ここにあるのは、国際比較の結果でございますけれども、重立ったサービスにつきまして認知度や利用意向などを聞いておりますけれども、ほかの国と比較しまして総じて認知度も利用意向も低いということでございますので、まずは認知度の向上というものが必要なのかなと、それによって関連市場の拡大の伸び代が非常に大きいのではないかと考えているところでございます。

2ページ、こちらにも内閣官房さんの資料でも引用いただいております。内容の詳細は割愛いたしますけれども、利用したくない理由あるいは利用したいのだけれども、デメリットがあると感じてらっしゃる理由というのが調査結果でございますので、事故時やトラブル時の対応に不安があるというような回答がほかの国と比較しまして多い。韓国は日本と同様の傾向が見られるようですけれども、それ以外の国と比較しまして、やはり不安が高いということでございますので、安全性、信頼性の確保というのが鍵になってくるというところでございます。

3ページに参りまして、非常にざっくりではございますけれども、このシェアリングエコノミーを推進していくに当たりまして、今のアンケート結果、調査結果を踏まえまして、認知度の向上と安全性、信頼性の確保というものが課題となっております。必要な対応例といたしまして、真ん中の事例をPRしていくとかイベントとかで普及啓発を図っていくというようなことと品質基準の明確化や法制度や規範など調和をしていくということが対応例かなと思っております。

その関連で総務省の取り組みを紹介させていただきますと、先ほどございました白書で引き続き調査、分析をしてしっかり御紹介をしていくということと、シェアリングエコノミー協会さんほか、イベントなどに総務省としてもしっかり協力をしていくということかと思っております。

また、品質基準の関連につきましては、内閣官房さんのほうで、この会議を踏まえていろいろ対応をされていくと思っておりますが、法制度、規範などとの調和につきましては、シェアリングエコノミー協会さんもおっしゃっているようなシェアリングシティというものについて、自治体との連携を支援していくということが必要なのかな。総務省としては、地方への展開というのが大きなテーマでもございますので、地方展開に向けての支援をさせていただくということが必要なのかなと思っております。

その自治体との連携の支援でございますが、4ページに書かせていただいているのですが、自治体との連携によるルールやガイドラインなどの整備の支援をしていくということを予定しているところでございます。これは必ずしもシェアリングエコノミーに限

った施策ということではないのですが、IoT関連のサービスの創出支援事業というものを今年度の補正予算と来年度の当初予算で計上しておりまして、これはIoT関連のサービスの創出や展開に当たって克服すべき課題というものを設定していただいて、その課題の解決に資するようリファレンスモデル、参照モデル。要するに、ある自治体と組んで課題解決に資するモデルをつくっていただければ、ほかの自治体などでもまねをできるだろうというような環境整備、ルール整備などに支援をするものでございます。

その対象として、IoT関連ということでスマートシティ、スマートホームとか医療、教育とかいろいろなものが挙がっておりますが、その1つとしてシェアリングエコノミーを位置づけておりまして、この補正予算、来年度の予算の中でシェアリングエコノミーの関係で該当するような事例が上がってくれば対象とさせていただきたいと思っております。これは公募をさせていただいて、第三者の有識者による評価を経て採択をさせていただくというような手続を想定しておりますので、ほかの医療、ヘルスケアとかほかのものとの競争ベースにはなってくるのですけれども、いい事例があれば、我々としても積極的に対応させていただきたいと考えているところでございます。

具体的にどのようなものが対象になるのかということでございますが、5ページのところでございます。シェアリングエコノミー協会さんの以前のプレゼンをされた中で、公共遊休資産の提供というようなことについて課題があるというようなところが資料の中にたしかあったかと思うのですけれども、これはあくまでイメージでしかないのですが、自治体がみずから管理する公共施設、例えば市庁舎の会議室など、こういったものを事業者を通じて有償で利用させる場合、あるいは無償の場合もあるかもしれませんが、既存の条例などのルールが障壁になる可能性があるということでございます。具体的にはその下に、これは実在する条例などから引っ張ってきているものでございますけれども、貸し出しスペースに制限があるとか、不特定多数に利用させることには制約があるとか、料金とか支払い方法とか、そういったものが限定されているとか、こういったものが実際にシェアエコでやっていく場合には障壁になる可能性があるということでございます。自治体と事業者さんが連携して実証を行ってルール整備を行って条例改正のモデルなどをつくっていただければ、ほかの自治体もまねしやすくなる。なかなか自治体の担当職員も事例がないと取り組みにくいということが多々あるところでございますので、例えばこういうようなものをやっていただければ我々の予算の趣旨に大変かなったものになるかなと思っております。

最後のページでございますけれども、現在、高市大臣の主催するタスクフォースというものを設けておりまして、IoTの成果を地域に隅々まで広げていくということが非常に重要である。ローカルアベノミクスにも関連いたしますけれども、このIoTの成果を速やかに地域に広げるということでタスクフォースを開催いたしまして、9月29日にこれを設定しております。主として、地域にIoTの成果を広げていくためのロードマップを年内には策定して公表するというようなことを想定して作業を開始したところでございます。

この下に分科会を2つ設けることになっておりまして、その下のほうの地域資源活用分科会というような分科会を設置する予定でございます。この中で地域におけるデータの利活用、自治体によるオープンデータをどういふようにもう少し促していったらいいかというようなことに加えまして、オープンデータとも関係してくると思うのですが、シェアリングエコノミーにつきましても新たな課題だというように捉えまして、ここで議論をさせていただく予定にしております。ぜひシェアリングエコノミー協会さんにもこちらの分科会に御参画をいただきたいと思っているのですが、この中でシェアリングエコノミーの課題、内閣官房さんで議論される部分についてはそれで足りると思うのですが、それ以外、自治体との連携とかにつきまして、課題とか対応策につきましてはここで議論をして打ち出していきたいと考えているところでございます。

以上、簡単ですけれども、御紹介させていただきました。ありがとうございました。

○安念主査 今川課長、どうもありがとうございました。

それでは、いつものやり方ですけれども、当座5分程度、お一人かお二方か、御発言をいただければ。

上田さん、中村先生、その順番で。

○上田構成員 ありがとうございます。

総務省様のほうでいろいろ御支援いただけるということで、非常にうれしく思います。ぜひ一つ一つ全部やっていただけるとうれしいなと思います。今、この会議の流れ次第ではあると思うのですが、認証マークですとかが出てきた際には、ぜひ地方自治体さんがこういう形で取り組んでいただくときには、そういったマークの取得を確認していただくといいのかなと。やはりシェアエコを普及させるためにこういう形で取り組んでいただくのもありがたいですが、一方で、変なトラブルが起こっても、また逆のマイナスの風評も起きるかと思えますし、そういう意味では、せっかく今こういう形で進めておりますので、そういう優良企業さんとやっていただいて、ぜひ地方の発展に帰すればなと思っております。

以上です。

○安念主査 中村先生、どうぞ。

○中村構成員 この白書の編集委員会でもシェアリングエコノミーの信頼性向上にどう取り組んだらいいのかという議論をしていたところだったので、早速、施策として取り組んでいただけるのは非常にありがたいことです。

2つ質問があります。1点目は、4ページに、IoTということでシェアリングエコノミーというのは出てくるのですが、そのイメージがわからなくて、これはIoT縛りみたい

なものがあるのですかというのが1つ。普通にIoTでなくてもシェアリングエコノミーはできるのではというのが1つ。

もう一つは、ここに書いてあるルールというものは、この場で検討している自主的ルールあるいはガイドラインというものと何か直接のリンクがあるのか、あるいは条例のようなものを想定しておられるのか、そこを伺いたいと思います。

○安念主査 いかがでしょうか。

○今川課長 ありがとうございます。

2点御質問をいただいております。1番目のIoT縛りにつきましては、これは一応IoTサービスの創出支援をするというような目的の事業でございます。できるだけIoTに関連するものが望ましいかと思っております。ただ、一応シェアリングエコノミーをこの中で対象に位置づけておりますので、シェアリングエコノミーが手を挙げていただくのは全く問題ないのですが、その中で単なるマッチングだけだとIoTのフレーバーが弱い部分もあるかと思っておりますので、そこに何らかのビッグデータとかユーザーへのレコメンドとか、Uber的なサービスとかであればGSPを活用したとか、IoTっぽい先端テクノロジーのフレーバーが入っているほうが、先ほど申し上げたのですけれども、競争ベースですので、評価が高くなる。そうでないものは排除するわけではないのですけれども、やはり評価した上で採択をさせていただきますので、評価ポイントとしてはIoTっぽさというのが必要かと思っております。それが1点目です。

2点目のルール整備等につきましては、こちらの中で検討されるものとのリンクというのは当然あるかと思うのですが、主として地域への展開というものを総務省としても役割として考えておるところでございますので、自治体との連携によって、自治体のルールで何か壁になるものがあればそれを取り扱っていただくというのが望ましいのかな。具体的には条例というように申し上げましたけれども、条例でなくても、何らかの地域の事実上の規則的なものがあるやりにくいということがあれば、それをやっていただくのが望ましいと思っております。例えば民泊とかタクシーとか、業法に直接かかわるものについては、なかなか所管省庁の御判断がありまして、こういったところで実証をしていくというのもやや難しい面もあるかとは思っております。そういう意味でも自治体さんとの取り組みであれば、そういう障壁などを乗り越えやすいと思っております。その部分を中心に考えているところでございます。

○安念主査 ありがとうございます。もう一方ぐらいいかがでしょうか。後ほどでももちろん結構です。それでは、一当たりプレゼンを伺ってからまた全体で議論をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きといきましょうか。経済産業省商務情報政策局情報経済課の長谷企

画官より、資料6-2に基づいて御説明をいただきたいと存じます。

○長谷企画官 経済産業省情報経済課の長谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づいて御説明させていただこうと思います。

まず1ページをごらんください。平成25年12月に産業競争力強化法が成立いたしました。この法律に基づきまして、企業実証特例制度、そしてグレーゾーン解消制度ができ上がったわけでございます。この資料の中央、少し左側に赤字で書かせていただいておりますけれども、規制改革という中のグレーゾーン解消制度、企業実証特例制度、こういう位置づけでございます。

資料をおめくりください。2ページ目でございます。グレーゾーン解消制度の概要でございます。制度のポイントと書かせていただいておりますが、1つは、事業所管大臣が意欲ある事業者の新たな挑戦を支援する立場に立って、規制所管大臣と協議を行う。こういう仕組みでございます。

そして、仮に確認の結果、規制の対象であることが明らかになった場合には、事業所管大臣は事業者の意向を踏まえつつ、企業実証特例制度を活用して規制の特例措置を提案する。もしくは、規制に抵触しない形に事業計画を変更するという形で制度を回していくということになってございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。企業実証特例制度の概要でございます。

新事業活動を行おうとする事業者が支障となる規制の特例措置を提案。まず、その事業者側が特例措置を提案し、そして、安全性等の確保を条件として、企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度ということでございます。

左手に第1段階、第2段階と書かせていただいておりますけれども、第1段階として特例措置の創設ということございまして、事業者が規制改革要望を出し、そして、事業所管大臣、規制大臣との間でやりとりを行って規制の特例措置が創設される。第2段階に移りまして、特例措置の活用ということで、事業者が新事業活動計画の策定を行いまして、事業所管大臣に申請をし、規制所管大臣の同意を得て新事業活動計画が認定される。そして、最後、特例措置の一般化・全国展開ということですが、これを全国に展開していくという流れでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。

グレーゾーン解消制度と企業実証特例制度の実績でございます。

現在、9月9日時点でグレーゾーン解消制度は79件、企業実証特例制度は11件ということになってございます。経済産業省が事業所管省庁として対応した申請受付実績ですが、グレーゾーン解消制度のほうは79件、そして企業実証特例制度のほうは11件という形になってございます。

御参考までに、経済産業省以外の省庁が事業所管省庁として受け付けた件数も左下のほ

うに書かせていただいております。

おめくりいただきまして、5ページでございます。

グリーゾーン解消制度と企業実証特例制度の取り組み方とございますが、イメージを書かせていただいております。横軸が、規制内容が我が国に与える影響、小さいもの、大きいもの、縦軸は処理期間が短い、長いとなっておりますけれども、こういう軸で切ったときにグリーゾーン解消制度、企業実証特例制度はイメージですけれども、こういうところに当たるのではないかとということでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。

事業戦略の新たな形ということでございまして、今後は規制緩和制度の積極的な活用という従来にはなかった視点を持って事業戦略の新たな形を構築していけるということでございます。規制緩和制度の活用を通じて、既存の枠にとられない新事業を実現していきたいということでございます。

7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、これが実例でございます。7ページ、8ページのほうはグリーゾーン解消制度のところでございます、ヘルスケアの分野、中小企業の海外展開の分野。企業実証特例制度の活用のところでは、火薬類取締法の話、道路交通法の話、この2つを載せさせていただいております。時間の関係でここは飛ばさせていただきます。

11ページ、12ページをごらんください。

当方のほうでIoT推進ラボという取り組みをさせていただいております。12ページでございます。参加企業が1,971会員、5月10日現在でございますけれども、IoT推進コンソーシアムというコンソーシアムがございます。このもとで幾つかのWG等があるのですけれども、中央に赤く書かせていただいておりますが、IoT推進ラボというものがございます。このIoT推進ラボというものはどういうものかと申し上げますと、先進的なモデル事業をつくって、また規制改革等の環境整備をしてIoTを推進していこうというものでございます。

13ページをごらんください。

IoT推進ラボの主な活動でございますけれども、3つほどございます。

1つは1-1と書かせていただいておりますが、IoT Lab Selectionということで、先進的なIoTのプロジェクトを選考していこうというものでございます。

右手上側ですけれども、もう一つはIoT Lab Connectionということでいろいろなマッチングをやっていこうというものです。

右下、3つ目、ビッグデータの分析コンテスト、こういうものをやらせていただいております。

1枚めくっていただいて、14ページをごらんください。

14ページはことしの2月に行われました第1回のプロジェクトの選考会議の結果を載せさせていただいております。252件の総申請数がございます、16件のファイナリストを選んだという形になってございます。グランプリ1つ、準グランプリが2つという形でご

ございます。

15ページには、ファイナリストの一覧をつけさせていただいております。

16ページをごらんください。

これらのファイナリストの中の少し進捗でございますけれども、3件が規制の支援として進捗しております。

1つは、一番上のLiquidでございます、指紋認証システムによってパスポート確認ができることが明らかということでございます。

2つ目は、アフロということでございまして、スマートフォンにタクシーメーター機能を実装するアプリケーションということで、これは計量法の電子的封印というところの要件が明らかになったということでございます。

3件目はレーザー方式の表示デバイス、ソニーの関係でございまして、消費生活用製品安全法にかかる省令が一部改正されたという形になってございます。

ことしの7月にも第2回が実施されてございまして、17ページに載せさせていただいております13件がファイナリストに選ばれて、これも同様に検討が前に進められているというぐあいになってございます。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、また5分ほど当座の議論をいたしましょう。どなたでもどうぞ。

上田さん、どうぞ。

○上田構成員 非常にわかりやすく御説明いただいたのでありがとうございます。また、こういった制度があつて、非常に事業者としては心強く思います。

質問なのですが、例えばシェアエコ、規制といえば民泊とかがあると思うのですけれども、民泊とかで出てきたとしたときに、グレーゾーン解消制度において御検討される、もしくは企業実証特例制度によって検討される際に安全性等の確保の実現を同時に目指されるかと思うのですが、その際に一切事業を取り組んでいない場合の想定するリスクと、正直民泊とかは一切事業が行われていないとも言い切れないところがある中で、その中からプラクティスとして出てきたときの安全性等があつた場合に、普通の感覚からいくと、とはいえ実際にやった中で出てきたプラクティスからの安全性の確保とかのほうが非常にいいのかなと思いますということと、一方で、グレーゾーンでだめですよと言ったときに、では申請した立場としては、やっつけてしまっているようなところがどうなってしまうのだろうかという、そのあたりを質問というか、どう考えればいいのでしょうか。やらないとわからない。

○長谷企画官 いずれにせよ、相談に来ていただいて、そこで事情事情に応じて必要な対

応を図っていくことをやらせていただいているということになってございます。

○安念主査 森先生、どうぞ。

○森構成員 御説明ありがとうございました。これはすごくいい制度だと思っていて、私も事業者から照会を受けたときにこれを使いましょうと勧めることがあるのですが、御説明をすると、いやちょっと待ってくれと言われることが多くて、それは今の上田さんのお話と全く同じだと思うのですが、実は、もう少し事業者としては、それこそ部分的にはやっちゃってしまったりとかして、余り正式なルートに乗せるとよからぬことになるのではないかと心配をしておる。

ですので、5枚目のスライドをごらんいただきますと、これもまた非常にすばらしい分析の図面だと思うのですが、小・大と短・長であるのですが、もっと左上に寄せられたようなことがあれば、それで照会したいですというところがあります。ほかの制度でいいますと、カルテルのときに、場合によっては事業者が自分たちの事業者名を明かさなくても御相談して、それでだめと言われたら、そうですか、わかりましたということで了解をするというもの、ざっくり言えばそういうものを実は期待しております。

それとの関係で、勉強不足で申しわけないのですが教えていただきたいのですが、解消制度、これは4枚目をもとにお聞きしますけれども、たしかウェブサイトにあったと思うのですが、お尋ねしてから、申請してから確認していただく期間が大体どれぐらいかということ。済みません、2枚目を見ていただいたほうがいいと思います。2枚目をごらんいただきまして、事業者の照会というものがあると思うのですが、その事業者の照会から規制適用の確認までの期間と、あと、これまでの実績で規制対象であることが明らかになった場合に、そこから企業実証特例制度等に進む、あるいは事業計画の変更等のアドバイスをいただくパターン、つまり、経産省である程度ハンズオンでやっていただくような流れになるのと、わかりましたと、では規制の対象ということであればやめておきますというか、再検討しますということで事業者がウィズドローしてしまうものと大体どれぐらいの割合になっているのかということをお教えいただければと思います。

1つは確認までの期間、もう一つは企業実証特例制度に進むパターンと、そうではなくて事業者が引き下がってしまうパターンとどのぐらいの割合かということをお教えいただければと思います。

○安念主査 いかがなものでしょうか。

○長谷企画官 3ページをごらんください。下側に制度のポイントと書いてございますけれども、原則1カ月以内で回答。1カ月以内に回答ができない場合は、1カ月ごとにその理由を申請者に通知するという形になっていまして、期間のほうはこういう形のルールに

なっております。

済みません、今、確認させていただきましたが、相談だけで終わってしまうケースも比較的結構あるということでございます。

○森構成員 ありがとうございます。

その場合、要は御相談して1カ月以内に確認だけいただいて、はい、わかりましたというのも結構あるということですか。

○長谷企画官 申請の前でございます。

○森構成員 なるほど。そういうものも事実上の申請前の御相談みたいなこともあり得るということですね。

○長谷企画官 そうです。

○森構成員 済みません、大変有益なことを教えていただきまして、ありがとうございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

やぶ蛇対策みたいなのは念頭に置かなければいけない。規制改革というのはどうしてもそういうことが起きがちですね。この制度だけではないです。本当私はすばらしいなと思っています。増島先生にこの前教えていただいて、こんな制度があるのだと思って、昔買ったこの本を読んだら書いてあった。自分の不勉強が本当に恥ずかしかったのですが、やはり規制改革というのは何でもそうで、手を挙げた人が損をしないような仕組みにしないといけないのだけれども、これは意外に難しい話だなと思いました。ありがとうございました。またこの点についても後ほど全体のところで御議論いただければと思います。

それでは、よろしいですか。では、次に進ませていただけますか。ありがとうございました。それでは、続いて、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の伊藤参事官補佐より、資料6-3に基づいて御説明をお願いいたします。

○伊藤参事官補佐 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の伊藤と申します。

地方創生推進交付金制度について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。お手元の資料の1ページ目をあけていただけますでしょうか。

我々の地方創生推進交付金の制度のもとになっている地方創生という取り組みの始まりは人口減少という問題から始まっておりまして、我々のやっているものは、基本的に高齢

化による人口減少が進んでいくと、今後2050年には人口が1億人を切り、さらに50年たつと明治期にまで人口が減ってしまうということから始まって、地域経済が縮小して全体の日本の活力が失われていることを何とか打開できないかというところから始まっております。

そのため、2ページ目をお開きください。

我々の取り組みは、基本的にまち・ひと・しごと創生法という法律に基づいて行われておりまして、ここの第1条にある目的規定に基づいて実施しております。基本的には先ほど申し上げたように、急速な少子高齢化に的確に対応するための取り組みとして、地域社会の形成や個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進するために制度が組み上げられております。この1つの制度として地方創生推進交付金という制度を設けております。

続いて3ページ目をお開きください。

我々の行う事業について一応5つの原則を立てておりまして、自立性、事業としてちゃんと自走していただくこと。将来性、こちらのシェアリングエコノミーなどもそうかもしれませんが、将来につながるものであること。地域性、地域独自のものであること。地域の実情に合ったものであること。直接性、あとは結果重視。この5つの原則に基づいて、我々は取り組みを支援しているというところでございます。

4ページ目は、地方創生の取り組みは基本的には情報と人的支援と財政支援の3つの分野から成り立っておりますが、その中で財政支援の取り組みの一つが地方創生推進交付金ということになっております。

済みません、駆け足になりますが、5ページ目をお開きいただけますでしょうか。

地方創生推進交付金というのは、5ページ目が概要になっておりまして、簡単に言うと平成28年度予算においては1,000億円予算措置をさせていただきます。我々の事業のポイントとしては、必ずKPIを設定していただくこと、KPIに基づくPDCAを回していただくことというのを基本的に重視しておりますし、もう一つは、地域再生法という法律に基づく交付金ですので、地域再生計画という計画を出していただかなければいけないということになっております。そして、この地域再生計画は法律上、地方公共団体のみが作成、認定申請ができることになっておりますので、地方公共団体の方が関与していただかなければならないということになっております。我々、平成28年度は8月2日に採択事業を公表したところでございますが、第1回申請においては184億円分、745事業を交付しております。

6ページ目を開いていただけますでしょうか。

先ほど申し上げたような仕組みを簡単に御説明させていただきますと、認定地域再生計画という計画に基づいて、その範囲内で交付金を交付するということになっておりますので、地域再生計画というものを地方公共団体さんと事業を組んで計画を提出していただかないと我々として交付金は出せないということになっております。

7ページ目を開いていただけますでしょうか。

具体的にどういった内容かという点、7ページ目に出ているようなものを我々は想定しております。具体的には、地域において就業機会を創出するもの、地域の経済基盤を強化するもの、生活環境の整備に資する事業で、その(1)～(5)に該当するような事業を端的に言えば対象としております。この中で、その手法としてシェアリングエコノミーを利用していただくということは当然あり得るかと思っておりますので、実際に幾つかそういった事業があるというように思っております。

8ページ目は具体的な事業例ですが、細かくなりますので割愛させていただきます。

実際、9ページ目に我々のほうの採択基準というものを載せております。7つの視点から採択をさせていただいておりますが、特に赤字になっております4つの基準を重要視しております。具体的にその4つの基準について説明したのが10ページ目になります。

簡単に言うと、自立性といって自分で収入を上げて事業として自立していただくこと。あとは民間と協働して行う事業であること。複数の地方公共団体が連携して広域的なメリットを発揮すること。そして、複数の政策目的に関連づけて全体として地方創生に効果のある事業であること。この4つを特に重要視しておりますので、この4つが基本的にはそろっていない場合には、我々としては採択するのは難しいという形になっております。

11ページは割愛させていただいて、最後12ページですが、我々、交付対象にできない支援対象外の経費というものがございまして。具体的には、単純な地方公共団体さんの人件費、それと特定の個人や企業に対する給付経費、あとは特定の施設、備品の購入だけを目的とするものというものは対象とならないとさせておりますし、また、国によるほかの補助金が存在する場合にはそちらの使用を優先させていただいておりますので、基本的には補助金制度がある場合には我々は対象外とさせていただいております。

今回、参考資料として実際どのような事例があるのか事例集をお持ちさせていただきました。参考資料6-1という資料があると思います。こちらは非常に大部になっておりますので全部読むのはなかなか大変かと思っておりますが、具体的に対象になりそうなものとしては、例えば18ページを開いていただけますでしょうか。

こちらは和歌山県和歌山市の事例でございまして、町なかにある空き家、空き店舗をリノベーションして、そちらを拠点として利用していただく、このような空き家や空き店舗といった既存の活用が十分に進んでいない資産を活用していただく事業などは、シェアリングエコノミーのある程度手法を活用していただけるのではないかと考えております。我々として、シェアリングエコノミーだからという形で事業を採択することはございませんが、そういったシェアリングエコノミーの考え方が非常に我々と近い部分もございまして、手法を使って先進的な事業を行われている場合には積極的に応援していきたいと思っております。

ただ、我々、申し上げているように、地方公共団体さんの関与が必要になってきますので、地域においてしっかりと地域の住民の方、地方公共団体も含め、皆さんの合意形成をしっかりと図っていただくことを最低限の条件とさせていただくことになると思っております。

す。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、当座の議論をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

これは本年度から始まったということですか。つまり、まだ具体的にどういように進んでいってどういう成果があらわれたということまで現段階ではわからないということでしょうか。

○伊藤参事官補佐 そのとおりでございます。今年度から創設された平成28年4月に改正された地域再生法に基づく交付金でございますので、最初の事業が今ちょうど採択されたばかりでございます。その中で先ほど申し上げたようなシェアリングエコノミーの手法を活用して空き家や空き店舗を活用した事業というのは幾つかございますので、今後そういった事業がふえてくるのはよろしいのではないかと考えております。

○安念主査 そうですね。ありがとうございます。

森先生、どうぞ。

○森構成員 御説明ありがとうございました。

全く私も知らないことでしたので、教えていただければと思うのですが、事業者の目線では、これはどう絡めばよろしいですか。自治体に対して自分が参加できそうなプロジェクトを提案するというか、そういうことになりますでしょうか。

○安念主査 いかがでしょうか。

○伊藤参事官補佐 おっしゃっていただいているとおりにかと思えます。事業者さんとしてはできるだけ地域の皆さんで困ってらっしゃる、特に人口が減少して既存の資産が余っているという事例というのは多うございますから、その中で既存の資産をどう有効活用するのかという御提案をしていただいて、それを地方公共団体さんとして、ある地域全体の事業として組んでいただければ我々として応援できるのですが、そこはまず地方公共団体さん、しっかりと打ち込んでいただくというか、提案していただかないと、我々としては動けないというのが唯一、この制度の弱点ということかなとっております。

○安念主査 どうぞ。

○重松構成員 実は私、この参考6-1の10ページの「大人の社会塾」を中心とした人材

育成による地域活性化事業、「熱中小学校」というプロジェクトに携わっていきまして、この校長先生をやっているのです。これは私も入っているのですが、いろいろなスタートアップとかベンチャー企業の経営者とかいろいろ送り込んでやっているのですけれども、ほかのプロジェクトを見るとかなりおもしろいプロジェクトというか、ほかの先ほどおっしゃっていたようないろいろな事業者が絡める余地があると思うのですけれども、これは場をつないでいただいたりとかというのは、御紹介をお願いしたりとかというのは可能なのですか。例えばシェアリングエコノミー協会とかで要望を取りまとめて、まち・ひと・しごと創生本部のほうに御相談をすると各自治体とつないでいただいたりとかというのは。

○安念主査 いかがですか。

○伊藤参事官補佐 我々として、どの自治体さんがどんな事業をやりたいかということまで把握しておりませんので、おつなぎするというのは難しいかと思えます。

○重松構成員 直接行かなければいけない。

○伊藤参事官補佐 そうですね。そこは大変申しわけございません。実はいろいろな公共団体さんから御要望というか、こういう事業をやりたいのだけれども、教えてくださいということは承るので、その際に教えていただいた内容、例えばシェアリングエコノミーさんでこういうことをやっているからまねしてみたらどうかということをお紹介するというのはできますが、シェアリングエコノミーさん、こういうものをやりたいのだけれども、どこかいい自治体はありませんかといって我々のところに持ってきていただいても、我々もどこができるのでしょうかということをお知らせをできないので、そこはどちらかというところを知ってらっしゃる、ふだんからおつき合いのある地方公共団体さんに直接行っていただくことがいいかなと思います。地方公共団体さんにお話をさせていただければ、我々は地方公共団体さんとは密に話をさせていただいておりますので、比較的案件はまだ目の見えない段階から御相談をいただいても、我々としては対応をできるだけしていきたいと思っております。

○重松構成員 基本的には、このリストに基づいて直接事業者が連絡をするという感じですか。

○伊藤参事官補佐 はい。そうでございます。実はこの推進交付金というのは2分の1補助になっておりまして、2分の1は地方公共団体さんに出していただかなければいけないということになっております。そういうことであれば、地方の議会との間でしっかりと合意形成を図っていただかなければいけないので、我々からこういう事業をやっ

いというお願いはとてもできないと思っております。なので、申しわけありませんが、ヒントは我々からお渡しすることはできますので、そういうサポートはいたしますが、最終的に地方公共団体さんと直接やりとりをしていただきたいと思いますと思っております。

○重松構成員 担当者を御紹介いただくとか、そういうことぐらいはできますか。

○伊藤参事官補佐 もちろん担当者で我々が例えば知っている方を御紹介することは個人ベースでは可能ですけれども、どの自治体だったらやってくれそうというのはわかるわけではないので、自治体さんはそれぞれ思い思いに全く事業を持ってこられるので、我々としても想定が実は毎回毎回できなくて、いつもその場その場の行き当たりばったりで対応しているところがあるものですから、そこは申しわけありませんが、特定の自治体さんのどこがいいというのはなかなか言うのは難しいかなと思います。

○重松構成員 わかりました。

○安念主査 どうぞ。

○上田構成員 済みません、今後の予定を少しお伺いさせていただきたいのですけれども、5ページ目ですか。第1回目で184億を交付されて予算が1,000億で2次締め切りが9月末でということなのですか。

○伊藤参事官補佐 こちらについては、1,000億円のうち416億円は実は港、道、汚水処理施設の公共事業が入っております。その関係で、第1回申請では、実は公共事業分416億円を除いた584億円のうち184億円を交付しておりますので、残り400億円というようになっております。現在、2次申請はちょうど昨日締め切ったところでございますが、それなりに今、件数が出てきているので集計作業が実はまだ全く追いついておらず、大体1,000件近く来るものですから、幾らぐらい今回交付できるかというのはまだわからないという状況にはなっております。

ただ、できれば平成29年度も1,170億円の概算要求をしておりますので、来年度も今年度よりかは早い段階で交付できればなどは思っておりますが、来年度もこういった事業を続けていきたいと考えております。

○上田構成員 ことは終わりで来年ということですか。

○伊藤参事官補佐 そうですね。基本的にはもうことは残りの期間が短いですので、28年度中にやれる事業というのが、次、また第3回目をやるとすると、例えば12月交付にな

ると3カ月分しか事業ができないということになるので、できれば28年度中に29年度の第1回公募についていろいろとお話を地方公共団体さんにさせていただこうと思いますので、その段階でもし必要があれば、地方公共団体さんとお話しただけるとありがたいかなと思います。

○上田構成員 わかりました。ありがとうございます。

○安念主査 なるほど。ありがとうございました。
どうぞ。

○松田企画官 済みません、29年度の予算が確保できたとして、自治体からの申請を受け付ける時期はいつ頃になりそうですか。

○伊藤参事官補佐 自治体に対して正式に応募するのは、こちらの平成29年度予算が国会において議決を経て承認をいただいたときからでございますので、恐らく3月末か4月ということになるかと思っております。ですので、大体4月中ぐらいに応募の締め切りができればいいかなというように思っておりますが、そこは予算審議の動向次第ですので、我々も予算審議の動向を注視しながら待ちたいと思いますけれども、まだ平成28年度の二次補正予算も承認をいただいていないところでございますので、今後の動向については見越すことは難しいかなと思っております。

○安念主査 ほかにいかがですか。

では、また全体の討議を後でいたしましょうか。どうもありがとうございました。しかし、1,000億円というのは大きい補助金ですね。

それでは、続きまして議事次第の(3)です。中間報告書構成(案)につきまして、事務局より資料6-4、6-5及び6-6に基づいて御説明をいただきます。

○松田企画官 資料6-4をごらんください。「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書構成(案)」としております。

これまでに御議論いただきました内容を中間的な報告書といたしましてまとめる場合の目次的なものを示させていただいたものでございます。

まず、第1章といたしまして「検討の視点」ということで、シェアリングエコノミーの特徴。いろいろ定義が難しいというところがございますけれども、シェアリングエコノミーならではの特徴をここで記載した上で、前向きにシェアリングエコノミーを活用して、どういう社会が期待されるか、シェアリングエコノミーを普及させることでどういう効果があるかという分析をさせていただきたい。その上で、シェアリングエコノミーの

発展に向けてどのような政策を進めていこうかという形の流れにさせていただきたいと思
います。

第2章で「シェアリングエコノミーの発展に向けた基本的考え方」ということで、シェ
アリングエコノミーの海外での状況と我が国の状況、それを比較した上でシェアリングエ
コノミーの発展に向けた課題として、情報通信白書の調査でも例えば社会的な認知度が低
いのですとか、あるいは安全性、信頼性についての国民の理解が十分でないというところが
ございます。グリーゾーンの問題等々も、本検討会議で提起されましたけれども、そうい
った課題を挙げさせていただいて施策の方向性を出す。

第3章については、後ほど御説明申し上げますけれども、前回の会議で議論した内容に
ついてまとめさせていただければと思います。

第4章の「シェアリングエコノミーの導入に係る先行的な参照モデルの構築」というこ
とで、本日、総務省さんあるいはまち・ひと・しごと創生本部さんからも説明いただきま
したけれども、こういったベストプラクティスを構築していくために必要な施策について
記述させていただいた上で、シェアリングエコノミーの認知度向上に向けた取り組みを幾
つか考えられないかということでございます。

第5章に「グリーゾーン解消に向けた取組等」とさせていただいております。

第6章は「シェアリングエコノミー推進プログラム」としておりますけれども、上記第
1章から第5章までで掲げた施策を整理してまとめさせていただければと思っております。

資料6-5をごらんください。資料6-4の中間報告書構成（案）のうち、第3章部分
を案として出させていただいております。これは前回御議論いただいたシェ
アリングエコノミーの安全性・信頼性の確保に係る資料がパワーポイントだったものを報
告書の体裁に変えまして、各先生方、構成員の前回での御意見を踏まえて、下線部を引い
ておりますけれども、修正を加えたものでございます。御説明を申し上げます。

まず1ページです。「1. シェアリングエコノミーの自主的ルール策定に関する基本的
考え方」「(1) はじめに」の中でつけ加えた部分は、増島構成員あるいは成原構成員か
ら御指摘があった点を踏まえたものでございますが、「シェアリングエコノミーは、既
存のリソースを効率的に活用することや個人が多種多様なサービスを提供・享受するこ
とを可能とし、新しいソリューションやイノベーションの創出を通じて、我が国の課題解決
にも貢献が期待されることから、シェアリングエコノミーを我が国において健全に発展さ
せることが必要である。」なぜシェアリングエコノミーの健全な発展が必要なのかといっ
た趣旨を書き込んでおります。

また、その特徴としまして、「シェアリングエコノミーは、従来型サービスのように、
本業として資本を投下した者が提供するサービスとは異なり、インターネット上のマッ
チングプラットフォームを通じた、不特定多数の個人間の取引や本業として追加資本を投下
していない者によるサービス提供を基本としている。」そういった特徴も簡単に触れさせ
ていただいております。

さらに、「消費者にとって低廉で新しい体験を提供するものであるものの、消費者が、従来型のサービスとは異なる特性を理解して、より注意深く、賢く、サービスの目利きをすることによって、その利便を享受することの理解を進めるとともに、シェアリングエコノミーに係る不安を低減させることが必要である。」これは松岡構成員の御指摘を踏まえて追記しております。

また、2ページには、以上のことから、「従来型のサービスとは異なるアプローチで一定の安全性・信頼性を確保することが、その発展のために求められる」という記述を追加しております。

考え方については「ア 関係者の関与の機会の確保」のところで、「地域社会の関係者」も明記すべきということがございましたので追記をしておるところでございます。

また3ページでございますが、適用対象について、ここはわかりやすく記述を、「自主的ルールを策定する主体において、誰に向けて策定するルールであるかを明示することが適当である」というように付言させていただいております。

5ページのところの脚注でございますが、事後評価について、あるいはマッチングプラットフォーム上の記述についてのシェア事業者の行動、ビヘイビアについては、プロバイダ責任制限法や同法に基づくガイドラインにおいて「不当な権利侵害を行われたと信じるに足りる相当の理由があったとき」等の場合における削除等の措置の行動基準が示されているということで、このルールを参照することが適当であるという記述を加えているところでございます。

基本的考え方については以上のような修正を加えているところございまして、8ページから「2. シェアリングエコノミー・ガイドライン標準モデル」でございます。

関構成員から、このガイドライン標準モデルの位置づけについて御指摘がございましたので、その点を2の冒頭に明記しているところでございます。「前掲の基本的考え方を踏まえ、自主的ルールを策定する各主体がガイドライン等を策定する場合に参照する標準モデルとして、この「シェアリングエコノミー・ガイドライン標準モデル」を以下に示す」というように入れています。

さらに、8ページの脚注に、実際のガイドラインや認証の仕組みについては民間に任せべきというような御意見もいただいたところでございますので、「本ガイドライン標準モデルは、あくまで標準モデルであって、実際に自主的ルールを策定する各主体がルールを策定するに当たっては、目的、態様等に応じて、より具体的な内容とすることを想定している」と入れているところでございます。そのほか、ガイドラインの目的、基本理念について、各構成員からの御意見を踏まえて追記をしているところでございます。

(3) 基本原則のところでございますが、これは持丸構成員からも御意見をいただきまして、ウの責任分担のところなのですが、「責任分担の明確化による価値共創」という文言をつけ加えさせていただいております。基本原則にもう一つ追記しまして「持続可能性の向上」ということで、基本原則として「持続可能性が向上する仕組みを構築すること」

というのを入れさせていただいております。

9ページの「(5) サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施」の部分でございます。

アについては、シェア事業者がみずから提供するインターネット上のマッチングプラットフォームを通じて提供されるサービスを分析し、生命・身体に危害を与える可能性がある場合には、利用可能な情報を体系的に用いて、危害の潜在的な源を特定し、リスクを見積もるとともに、講ずる対策を通じて許容可能なリスクに到達したかどうかを判定することという自己評価の話を入れているわけですが、ここについては、特に記述を修正していませんが、イの部分です。

これは、シェア事業者は、提供されるサービスを分析し、抵触する法令を調査する。その結果、抵触するおそれが高い法令については、講ずる対策を通じて法令に抵触しないこととすることができるかどうかを判定し、当該サービスが法令に違反することとはならないとする根拠を明確化すること。と当初していたところです。この記述について「明らかに」という語をそれぞれ追記しました。さらに10ページの脚注において、「本項については、提供者や利用者が持つコンプライアンス上の不安について、シェア事業者のアカウントビリティを高める観点から規定しているが、本項は、明らかに抵触するおそれが高い法令についてアカウントビリティを求めているものであって、グレーゾーンの厳密な自己解釈によってイノベーションが阻害されることのないよう留意する必要がある」という記述を加えております。これらは構成員の御意見を踏まえまして修正させていただいたところでございます。

以上ですけれども、残り(6)は「シェア事業者が遵守すべき事項」としまして、登録事項、利用規約等、サービスの質の誤解を減じる事前措置、事後評価、トラブル防止及び相談窓口、情報セキュリティといった各項目について、若干の微修正をしているところでございます。最後に16ページのカー16の最新情報の収集に当たっての留意事項といたしまして、「情報処理推進機構（IPA）、NISC、警察庁セキュリティポータルサイト、あるいは総務省国民のための情報セキュリティサイト等において、重要なセキュリティ情報や脆弱性対策情報を集約して提供しているので、参照することが望ましい」という文言をつけ加えているところでございます。

なお、17ページが3としまして、その自主的ルールの実効性の確保に向けてという項目でございますけれども、基本的には、これは前回お出ししたものから余り進展はしていませんが、必ずしも認証ありきというわけではないだろうということで記述を若干変更いたしまして、自主的ルールに関連して認証の仕組みを運用することも1つの選択として考えられる。その場合には、以下の事項について考慮することが考えられるとしていただいております。

以上が資料6-5でございます。

さらに、資料6-6といたしまして「サービストライアングルによる検証」ということ

で、掲げさせていただきましたシェアリングエコノミー・ガイドライン標準モデルのサービストライアングルによる検証を持丸構成員から御提案いただいておりますところをごさいますして、サービスマーケティングのフレームワークの1つであるサービストライアングルの考え方に基づいて、遵守事項をマッピングしたということをごさいますして、こういった内容も報告の中に盛り込んでどうかという御提案をごさいます。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間は、先ほどのお三方からいただきましたプレゼンも含めて、全体について討論をいたしたいと存じます。どなたからでも、どこからでも結構をごさいます。

では、上田さんからどうぞ。

○上田構成員 中間報告書のほうについていろいろまとめてくださって、また修正してくださってありがとうございます。こちらで2つごさいますして、1つは、資料6-5の9ページ目の「(5) サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施」のイの法令のところをごさいますして、過去の発言をくみ取っていただいて非常に広くとれるような形に修正していただけたのだろうなと感じさせていただけにいました。ただ、一方で、もう少し踏み込んだことを述べさせていただきたくて、違法性の調査というものを求めるのではない形がよいのではないかと考えています。

本当に新しいスタイルのビジネスモデルであって、例えば自分の子供がいて、その子供の横にその子供の友達もいて、その子供の友達も含めて御飯を300円で提供するとかというのは、多分これまでの事業スタイルから想定できなかったことであって、では、これを今の法律に当てはめると考えていくこと自体がすごく微妙だなというように思っております。だからといって、マークの付与における判断基準は、その前の部分でありますアの生命・身体に危害を与える可能性がある場合はちゃんとリスクを解除するように努力をするとか、もちろん、その基本原則であるア、イ、ウ、エ、その前のページではごさいますして、しっかりとやっていくことは重要だと思っておりますが、イの部分は外していただきたいと思っております。

また、あわせて、先ほどのグレーゾーン解消の話にも関連すると思うのですが、済みません、すごく勝手な想像ではあるのですが、グレーゾーン解消を御検討される時に、はたまた企業特例制度のオーケーを出すか出さないかを考えられるときに、その企業側がしっかりしたフレームワークにのっかって、いろいろなリスクを洗い出して、そのリスクに対して1個ずつ対応を打っていますといった枠組みがあるほうが企業の特例を出しやすいのではないかなと思うのですが、まさにこういったマークがそういう特例を出すときに使えるのではないかなと思います。そういう意味では、特例制度を出すのが先か、このマークを出すのが先かがぶつかってしまうと鶏と卵になってしまつて1つも進まなくなつてし

まいりますので、それを削除していただきたいなど。

そうしますと、10ページの(6)の2番目のところですか、その後の「ア 登録事項」におけるア-3ですとかイ-1ですとか、はたまたオ-5ですとか、そういったところは項目的になくなってしまふのかなと思うのですが、それは項目の連動というところで削除していただけると適当かなと考えています。

もう一点は、やはりマークをビジネスモデル化していくという中でいろいろと支援策をいただきましたが、本当にマークを推進するために総務省さんのほうで地方自治体にそういった形でぜひマークを取ってくださいというような位置づけをしていたりとか、前回お話がありましたとおり、中小企業の支援する官公庁のほうからファンドに結構お金を出されているものですから、そちらから働きかけができるのではないかとかございましたが、より一層の、例えばシェアエコファンドをつくっていただいて、そのときの付与の条件にさせていただくとか、本当多くの支援策を引き続きいただけるとありがたいなと思っております。

その2点でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

どうぞ、増島先生、それから森先生。

○増島構成員 同じ法令の部分でございますが、なぜ法令の部分をおそれるのかというのがよくわからないのです。いや、我々は法律を日常さわっているのです、どのぐらい合理的なアーギュメントができるのかできないのかというのは、肌感覚でわかるわけですが、普段法律をやっているらっしゃらないお立場からすると、適法性の確認などというものがあるとそれこそ漠然とした不安をもってしまって、これを落としてほしいという気持ちになるというのはわからなくはないのです。けれども、例えば日本ではなかなか良い評判を獲得できていないUberも、彼らは自分たちのやっていることは適法だというように整理してビジネスをやっているわけです。つまり、「明らかに抵触をするとまでは言えない」という一定のアーギュメントを立ててビジネスをやっています。これすらも立たないようなものというのは逆にどうかというところがあって、それが立つか立たないかというのは、検討をすれば具体的な案件ごとにわかるわけです。

我々、日々そういうことをやっていて、真っ白ですとはとても言わないのですけれども、こういう考え方はありますよね、こういう考え方からすれば一応、違法ではないかという人がいても議論はできて、見解の相違ですね、ということは言えるようにできますね、だからここはちゃんとやってくださいということをお話しするわけです。例えばキッチンハイクというサービスについて、去年この前身の会議体で議論されていて、どうも皆さんのお話をお伺いしますと、あれはどうなのという人もいらっしゃるようですけれども、例えば友達を招いて友達と一緒に家で御飯を食べる。そのときに材料代をもらうとかという

ようなことをしたときに、それは違法ですかといったら、それは別に食品衛生法にかかるわけがないわけですね。その延長でやっているのですというように言われたときに、それが明らかに違法なのですかと言われると、一応そういう議論は成り立つわけです。利益が出るようなことをしてはいけないのか、というと、模擬店のようなものを出して収益があったとしても、あれはそれ自体は独立した事業とは言えないということで、「営業」にあたらぬという取り扱いがなされているわけです。こうしたものと比べて、見知らぬ人を家に呼んでご飯をふるまっちゃいけませんか、というと、あとはポジションの問題といえますか、結果どちらなのかというのは行政に行かなければというか、むしろ行政に行ってもわからなくて、裁判所まで行かなければ最終的にはわからないという世界なのです。皆さんがあれはどうかとおっしゃるサービスだって、ちゃんと調べたり事例を見つけたりすれば、そのぐらいのことまでは言えるのです。逆に、これは違法なんじゃないですか、と言われて、いや僕たちはこれこれの理由で適法だと思っています、ということすら言えないものについて、自分がやっているビジネスですよ、それなのにちゃんと言い返せるかどうかを確認しなくてもよい、こういうのをオーソライズするというのはさすがにないんじゃないかと思うわけです。要するにアーギュメントはちゃんと確認をしたほうがいいのではないですかという趣旨ですというのが1点。

あと、逆に今回報告書に書いていただくことによって、そこまでの確認さえとればとりあえずやっていいのであるという、ここが明確になるというのがすごく大事なことなのではないかと思っています。ここを見ないふりをして、結局適法性、違法性というのは見ていません、わかりませんみたいな話よりは、むしろこういう状態になっていればとりあえずやっていいですみたいなことが明らかになっていったほうが、ずっと物事は進むのではないか。例えばガイドラインにこう書いてあるのでここは確認していますよと、これで進めているわけですがけれども、何か文句がありますかという話が一応できるわけでございまして、その効果というのは少なくとも民間で法律をプラクティスしている側としては非常に大きいのではないかというように感じます。

ただ、以上のお話は、第5章とどういうように連結して書いていただくかという点が重要と思っています。これは第5章の書きぶりの話なのですけれども、第5章はこれだけ単独で触れるというよりは、第3章の法令の確認に関する部分との関係で触れていただくのがいいだろうと思っています。何を申し上げているかということ、先ほどから、ほかの委員の先生からあったように、グレーだよとなったときに、このグレーを行政なりに聞きに行ってまず解消しなければビジネスをやってはならないというようなことではないんだよ、ということをはっきりさせたほうがよいだろうということです。まず自分で判断をして、「明らかに抵触するおそれが高いということではないね」ということでそのビジネスを始めるとするのはアリなのだと思いますというのをまず言っていただく。その上で、グレーであることによって、ほかの人の協力が得られなかった、もっと安定性を高めたり明確性を確保したいというように思う事業者さんがいたら、こういう制度があるので、これをこう使って

いくという方法がありますよ、という話にしておいていただけると、グレーであるということがだめであるみたいな評価ではなくなるような気がするのです。全体的にそういうようなトーンで適法性の問題というのを処理していただくと、実務的には非常にありがたいと感じます。

○安念主査 ありがとうございます。

非常に本質的な問題の一部なので、ここはもう多分徹底的に議論しなければいけないと思います。私の感覚では、上田さんが考えておられる適法性担保の水準というものと、増島先生が今おっしゃったのにそもそも結構な食い違いがありそうです。もちろん、ネガティブな意味で言っているのでは全然ないのです。多分そのあたりからすり合わせていくと非常にプロダクティブな議論につながっていく感じがいたしました。

森先生、どうぞ。

○森構成員 全く御想像のとおり同じところなのですが、なかなか個人的には日本の事業環境というのはグレーだと歩きにくいというところが非常にあるかなと思っていて、やはり法執行がなくても、ほとんどないような分野でも形式的に違法だとバッシグを受けてしまう。そういう社会的な風土というか、そういうものがあるのだと思うのです。しかも、そういうルール違反について、外国の事業者だと余り何もなかったりするのですけれども、国内の事業者だとルール違反について、徹底的に上から下までルールの当否について検討することなく批判されてしまうというような大ざっぱな印象を持っています。

そこで、今回のことなのですけれども、上田さんのおっしゃることは心配事として私もよくわかるのです。結局、今の現行法が想定していなかったビジネスモデルでしょう。だからこそ革新性があるという力があるということなわけですので、まずは私の言い出すことですからいつものようなことなのですけれども、5章のところをグレーゾーン解消に向けた、現在のグレーゾーン解消制度と企業実証特例制度の活用促進はもちろんのこととして、2つありまして、1つは、情報提供のさらなる枠組みです。言ってみれば、グレーゾーン解消制度のライト版といいますか、先ほどお伺いしていたところなのですけれども、さらに小さくさらに早く、できれば匿名でみたいな。もう一つは、何と言っても現行制度の検証です。これをぜひともシェアリングエコノミーの枠組みで、そのシェアリングエコノミーを推進するという観点から現行法制度の検証というものをやっていただけないかと思えます。まずはこの5章、この報告書における政府の役割として、現行制度のさらなる活用とそれに加えてさらなる情報提供の仕組み、そして、現行法制度を検証する。それが消費者保護のために必要なものなのかどうか、別の形があるのではないかということを検討するというを入れていただきたいと思います。

まずは以上。

○安念主査 ありがとうございます。

関さん、どうぞ。

○関構成員 ありがとうございます。

今の点ですが、私も法令抵触についての一般的な日本企業感覚からすると、やはりグレーなままでやるというのは非常にやりづらいと思っています。そういう意味で、今の文案ぐらの表現にしておかないと萎縮してしまうのではないかという感じがします。そのあたりの表現ぶりについては、工夫をしていただければと思っています。

○安念主査 ありがとうございます。

今の点でも別の点でも結構です。どうぞ御自由に。

それでは、成原先生、森先生の順で行きましょうか。

○成原構成員 ありがとうございます。

私も、ガイドラインを作るのであれば、リスク評価において、適法性の調査に関する項目は残したほうがよいと考えております。確かに上田構成員が御指摘のとおり、シェアエコは新しいビジネスであって従来の業種であるとか業態にとらわれない、おさまらないところはあるかと思うのですけれども、だからといって法令を遵守しなければいけないという原則には変わりはないわけですし、そうすると、選択肢というのは、ここに掲げられている、事前に適法性を調査するか、それとも事前に調査せずにグレーゾーンのまま発信して事後的に争うかという選択肢になるかと思うのですけれども、仮に後者の選択肢をとったとしても、事後的に法令に抵触している、違法であるということが問題になったときに大きなバッッシングを浴びて、それでシェアエコのビジネスが打撃的なダメージをこうむってしまうというおそれも懸念されるところかと思えます。そこまでの覚悟をもっているのか、ということが問われるのだと思います。そういった懸念を踏まえると、やはり事前に法令に抵触しているかどうかということ进行调查したほうがシェアエコの健全な発展、まさに持続可能性の観点からも望ましいのではないかと考えております。

その上で、これは増島構成員が以前から御指摘されているところですが、単に杓子定規に法令遵守をするのではなくて、まず事業者がみずからの観点からアカウンタビリティを果たす、なぜ適法なのかという理由をしっかりと説明することが大事なのだという考え方、発想が大事になってくるかと思えます。脚注のほうでその点について触れていただけているのですけれども、先ほどの上田構成員の御懸念なども踏まえると、事業者がアカウンタビリティを果たすことが求められるという点を単に脚注だけではなくて本文に持ってくるような工夫があってもいいのではないかと考えました。

○安念主査 ありがとうございます。

森先生、どうぞ。

○森構成員 今回の御指摘も全くそのとおりでなと思うのですが、もう1つのやり方として、正面から法律を現状に合ったものにしていくということとは違うアプローチとして、ガイドラインと、それとそのガイドラインを満たしているかどうかの認証を今お考えということなわけですが、前回申し上げましたように、認証というのはいろいろな認証、重い認証も軽い認証もあるわけですので、例えば事業主体が実在するというところだけを認証するような認証もあるわけですね。

そのこととの関係で、今回の報告書の表現ぶりなのではございますけれども、8ページでシェアリングエコノミー・ガイドライン標準モデルというタイトルをつけていただいているのですが、やはり標準モデルにすると、これを満たしての標準だと、これを満たしてこそ初めて標準だということになりますので、ここをもう少し緩めるといいますか、ある程度自主的なものにもう少し軽いルール、軽い認証を許すものにするというアプローチがあり得るのではないかと思います。

名称が不正確かもしれませんが、実際に総務省の利用者視点のICT諸問題研究会というのが平成22年に第2次提言というものを出していて、その中にライフログについての検討というものがあります。ライフログについての検討というのは、今で言うパーソナルデータですけれども、最も炎上しやすいカテゴリーと申しますか、最も可燃性の高いところの話だったわけなのですが、ここでもガイドラインを検討したのですけれども、そこでは標準モデルということにはせず、配慮原則という形にしまして、ガイドラインをつくる際にはこういった項目に配慮してくださいということにして、それを事業者としては選んで使ってもらおうということにしました。ここでも標準モデルということではなくて、以下のような行動準則があると思われるので、その中から幾つか事業者にとって必要だと思われるものを選んでガイドラインをつくったらどうですかというような提案にさせていただくということもあるかなと思います。

○安念主査 なるほど。では、生貝先生、関さん、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

今の適法性の確認のところについて、やはり企業みずからが判断して、アカウントビリティを担保するというのは必要なのかと思うのですけれども、1つ論点になってくるのは、自分が確認するというだけではなくて第三者の認証機関というところが関与するときにはどう考えるかということかなと思います。例えば第三者の認証でここまで見るのか、あるいはここはあくまで事業者ごとの自己判断であり、認証機関はその判断の内容には一切責任は持たないという形にとどめるのかということがかなり関係してくるのかなという

のがまず1つです。

それから17ページの3番、自主的なルールがいかに守られるようにしていくかといったようなところ、やり方としてまさに自治体の方々との協業を行うときの基準にするのですとか、さまざまなやり方があるだろうなといったときに、実効性という表現以外にも、たとえばルールを広げていくためのインセンティブなど、いろいろな緩やかな書き方、表現があり得るのかなと考えたところです。

○安念主査 そうですね。なるほど。ありがとうございました。

関さん、どうぞ。

○関構成員 ありがとうございます。

まず、法令抵触の9ページの下のところからの話につきましては、認証のようなものをとらないとサービス提供できないというような仕組みにするのはよろしくないと思います。サービスの形態が多岐にわたりますし、今後、創意工夫によりさらに多種多様のサービスが出てくると見込まれること、また、スピードが非常に重視される世界ですので、そうした中での確かな認証制度を構築して運営できるのかということについては大変疑問があるためです。そういう意味で、認証に具体的な効果をリンクさせる形で標準モデル、ガイドラインを運営するような仕組みにするのは反対です。

もう一点、8ページの上の標準モデルについての導入の部分ですが、この標準モデルという言葉の使い方と中の記述については、標準モデルを遵守しなければいけないということが前提になっているのではないかと大変懸念しております。先ほどと同様、変化の激しい世界ですので、何かこれを遵守しなければいけないという形のものにするのは適当ではないと思います。どういう表現がよいかわからないのですが、ひな形とか、そういった言葉遣いとどめたほうがよいのではないかと思います。

といいますのは、8ページの一番下の脚注のところを見ますと、シェア事業者の対応等に応じてより具体的な内容とすることを想定していると記載してありますので、今の記述からすると標準モデルから外れることは想定していないと思われまます。サービスの態様によってはこの標準モデルで記述するものから全然違うものを想定せざるを得ないケースもあると思いますので、そのあたりは十分配慮する必要があると思います。

○安念主査 ありがとうございます。

少しいいですか。先ほど森先生がおっしゃった配慮原則というのは、今の御指摘の点にかかわってくるのではないのでしょうか。つまり、一式セットとしてあって、全部守るか、全く守らないかどちらかであるというのではなくて、標準的な考慮要素がこういうようになり、個社あるいは業界団体によってはもっと強めたり、この部分は要らないということになったり、そういうことはあり得るといのが森先生のおっしゃったことのような気が

したのですが、そんな理解でいいですか。

○森構成員 はい。おっしゃるとおりです。ライフログのときも非常に強調されたのは、もちろん、こういうワンセットの一本のどんとまとまったガイドラインをつくるという考え方もあったわけですがけれども、それはやめましょう。それはどうしてかという、ライフログに関するビジネスというのはまだ揺籃期にあって、いろいろなところで制約を今かかり決めてしまうとよろしくない、ガイドラインをつくるのだったら、この中から何か選んで、そして考慮対象にしてつくってねという趣旨だったのです。なので、全くおっしゃるとおり。

○安念主査 わかりました。

いいですか。では、増島先生、どうぞ。

○増島構成員 ありがとうございます。

なかなか議論がうまく擦り合わない背景として、事業者さんの方は認証制度、つまり出口を見据えながら今回の報告書の中身をどうするかということを考えていらして、自分たちこれをやらなければいけないとなると、報告書にこういう書き方をされると嫌だぜという話がありそうな気がしております。それはそれでお立場的にはとてもよくわかるなという感じがしています。

他方で、逆にこれをドラフトしていただいている事務局の方は、もちろん出来上がる認証制度がいいものになってもらったらいいよねとは思っているとは思うものの、どちらかというとフレームワークとして、こういう公式な検討の場でフレームワークを1つ決めたいという思いを持っていらっしゃると思います。なので、そのフレームワークに基づいてどんな認証制度ができて、それがどれだけ信頼されるかというのは認証制度をつくる人たちが緩いものをつくれれば誰も信用しないし、ちゃんとつくればみんなが信用してくれるねということに過ぎないのではないかと。もしそうであるとすれば、この両者には一応妥協が成り立っているような気がしていて、枠組みとして、このIT総合戦略室としては、こういう枠組みで適法性とかそういうことは考えるべきだと思うよというのをおっしゃっていただきつつ、ただ、認証制度はいろいろあるので、それは各団体が必要だと思うところをとって、それで認証制度をつくったらいかがですかというようなことなのであれば、それでよいのではないかと。

私個人としては、目の前にたくさんの起業家が、新しいシェアリングエコノミー的なビジネスモデルを引っ提げて、自分が考えたビジネスモデルの仮説を検証したいと考えているわけです。こうしたものは、実際に世の中に出してみたほうが、社会の効用はあがるはずなんです。新しいビジネスモデルを考えましたとって持ってこられたときに、それができるのかできないのかということを考える際に、今回作っていただく報告書を参照して、

適法・違法というのは簡単には割り切れない世界であって、明らかに違法のおそれが高い、ということではない、というロジックが立てば、あとは自己責任でそのビジネスを始めてみても大丈夫なのではないか、ということを書いて、起業家の背中を押してあげられるわけです。

シェアリングエコノミーは、エクスポネンシャルにビジネスなので、はじめはお客さんもそんなにいないし、社会に与えるインパクトなんて大したことないわけです。やっけていくにつれて、本当に利便性が高く、人々のペインポイントを解消するようなサービスであれば、利用者が増えて認知が高まる。それまでの間は、行政もリソースが限定されているので、そんなもの一々わーわー言わないわけです。大きくなってきて社会的なインパクトがでてくると、これはいろいろ考えなければいけないねと役所も思うかもしれないのですが、そこぐらいいま来ていれば、ある程度スタートアップも体力もついているし、ユーザーも抱えていて実際にやっているわけなので、ユーザーはみんな喜んでいるし、なにか問題になった事例もない、というものが蓄えられています。そうすると、逆に何が悪いのかみたいな話、こういうサービスを法律が許していないのであるとすると、それはむしろ法律のほうがおかしいのではないですかみたいなことを言える素地が整ってくるのです。この辺から、法律を動かしていくための活動をしていく。なんととってもユーザーがついていて、彼らが支持をしている。そして誰も泣いていない。法律は民主的に作られているわけですから、多数のユーザーすなわち国民がサービスを支持しているということは、法律が変わるべきということなのです。これがスタートアップの法務であり、その一連の過程を適切にマネージしていくことが、スタートアップのコンプライアンス戦略というものの真髄です。その領域は、法律がそのような状態なのでほかに競合がないブルーオーシャンですのでスタートアップが勝てる。よく「世界に通用するメガベンチャー」、業界ではユニコーンと呼んでいます、これを作らなければならんという議論を政府もするわけですが、こういう会社を作るためには、サービスと顧客の開発だけでなく、法制度の変更もマネージしていくという極めて戦略的でダイナミックな活動が必要なのです。

これが現場です。大所高所から違法・適法の問題というよりは、ビジネスを立ち上げるために現場で法律を何とかしなければいけない立場としては、そういうように実際にやっているわけですし、こういう活動というのは今、日本に求められていると思うのです。この動きをぜひエンドースしていただきたい。事業アイデアが出たときに、これを規制するようにも見える法律があって、形式的に言ってこれは厳しいかもみたいなものがあったときには、グレーゾーン解消制度に行って、グレーゾーンを解消しないと物が進まないとか、そういうものではない世界観がこの報告書にあらわれていただけるとありがたいです。そうすれば我々も、ほら政府が出しているこの報告書によると、こういうように考えていいのだということを書いて、どんどん新しいビジネスを外に出して皆さんに試してもらえるようになりますし、そのようにしてみせます。それは今の日本にとって非常に価値があると思っているということでございます。

○安念主査 上田さん、どうぞ。

○上田構成員 ありがとうございます。

幾つか御意見いただいたのですが、特に最後のところで増島先生もおっしゃっていただいているのですが、明らかに抵触するおそれが高い法令を調査した結果、云々かんぬんという文章を見て、増島先生ほどアグレッシブに判断していただける世の中なのかなというのがすごい不安ではあります。

また、先ほどの事例も少し違うなと思ったのですが、例えばキッチンハイクさん、友達を読んできて食費だけをいただくというビジネスモデルではなく、海外で普及しているのは、友達とも言えるとも言えないともいう、ネット上でできた、一歩間違えると赤の他人が来られて、食費だけではなく、正直普通の料金をいただきます。何が違うかという、相手の家で自分が一緒に御飯を食べているみたいところが違うのであります。そこが結構今の飲食業とは明らかに違うなとは感じます。

では、これが一体この文章の中で違法と捉える人が多いのか、どうなのかというのはどうなのかなと。例えば民泊にとっても、民泊、実際世の中で海外も含めて普及しているわけなのですが、これを違法と捉えるかどうかという、結構増島先生はこの文章の中ではとられないというようにやられるかもしれませんが、ほかの方はなかなかそうではないかなと思っています。

また、先ほど御指摘いただいた形で、シェアエコを違法で走らせてだめだったとき、大きなダメージが来るという話があったのですが、違法かどうか、はっきり言いますとグレーゾーンというか、今まで検討なされていなかった空白ゾーンだと思っているのですが、空白ゾーンがそういったトラブルになったときに闘える武器が現状多分1つもないと思うのです。ただ、こういうフレームワークにのっかってこういう安全性を担保して、今まで空白だと思っていましたけれども、とはいえ安全性は大切だと思っているので、こういうフレームワークを組んできっちりやっていたというのが大きなダメージが来るときのバックストップというか、闘える武器になるのではないかなと思っています。

また、こういうところに手を差し伸べるというのが自主ルールというのが、正直日本の環境でちょうどいいのではないかなと思っていて、例えばグレーゾーンかどうかお尋ねした結果、これはアウトですと言ったとき、それはやめてくださいと言いますよねというのは政府側には当然思いますけれども、自主ルールなので、そこはチェックしませんというの、別に自主ルールで切り込まずしてどこで切り込むのだろうとも思っております。

また、関さんのほうから、これを適用するかどうかというのはケース・バイ・ケースでというのは、実は裏では近い意見を持っていただいているというように勝手に解釈させていただいたのですけれども、違法かどうかをきっちりチェックして、そうでなければオーケーを出すというようなルールであれば、これは適用できるかどうかわからないですよ

ねというように聞こえるような感じでございます、そういう意味では、やはり変化の激しい時代で現実として動きが遅いのは、違法性のところが一番スピードが遅いのかなと思っています。

きょう時点で現実としてAirbnbという新しいビジネスモデルがアメリカからスタートして、それで世界を制覇し、はっきり言いまして、日本以外の国では現地の国のプラットフォームが現地で守ろうとしていて、例えば中国とかだったら中国のプラットフォームが守ろうとしていて、その中で日本に限って言うと、例えば隣にいらっしゃるスペースマーケットさんですか百戦錬磨さんは、正直Airbnbのホスト数に比べて100分の1、1,000分の1のホスト数だけでやっているという現状の中が本当に違法性の判断としては日本らしさを出しているのかな。

自主的ルールというものにおいて、確かにいろいろこれをもって自治体の支援とかくださいねということをはもづけに行っている、それはこの自主的ルールはしっかりとつくらないといけないですけども、この自主的ルールにおいて違法性のチェックをどうしましょうかと、外すとなるとなんだかなみたいな嫌な雰囲気 genuinely 日本を取り囲む雰囲気でございまして、この嫌な雰囲気に一歩でも助けになるものがつくるといいなというように思っております。

そういう意味では、最後おっしゃっていただいた増島さんの、初めはグレーゾーン解消とかそういうものなしに、立ち上がってきからそういうものをやりますよねという、まさにそれを私も思っております、初めの段階でそこまでこれをチェックする必要があるのかなと、空白ゾーンなのではないかなというように感じる次第でございます。

済みません、同じことを繰り返しました。

○安念主査 そうすると、先ほどの上田さんがおっしゃったのはどういうことなのか。つまり、9ページ一番下のイはこの中から落とす方がいいのではないかとおっしゃったのと今のはどうい。

○上田構成員 全くそのままのことをお伝えしております、基本はなくしてほしいなと思っています。私どもビジネスが立ち上がり、法律が変わっていくというのは、初めは空白ゾーンで行って、どこかで白黒つけて法律化していくというのがあれだと思っております、その初めの段階で白黒をつける必要はないのではないかなというか、空白ゾーンで行くべきなのではないか。

○安念主査 これは白黒つけようという話ではそもそもないのだと思います。私の考えは、このガイドラインというかひな形はもちろん、最終的にはユーザーさん、消費者を保護し、その利便性に資するのだけれども、もう一つの意味は、多分非常にリソースが貧しい場合が多いであろうスタートアップの事業者さんに、ここのところを配慮しておけばとりあ

ずはほぼほぼ安心です、だから商売を始めましょう、と背中を押す意味があると思うのです。つまり、リソースを補給するという意味。だから、楽天さんとか、そんな大企業で立派なところは要らないのです。その場合、リソースを横から注入してあげる場合に、ある程度はコンプライアンスについても考慮要素があったもののほうが、むしろ世間の信用性を増すという意味でここに書かれているのではないかと思うのです。私の感覚です。

○上田構成員　そういう意味では、9ページの5のイの文章の仕上がりの問題かもしれませんが。ただ、この仕上がりだった場合、萎縮してしまいます。認証マークを出す出さないの第三者委員会がAirbnbを見たときに、もしくはアメリカのEatWithという家で御飯を有償で提供するサービスを見たときに何て判断されるのかなというのがこの文章だとリアルに不安です。ただ、増島先生ならオーケーと言っただけそうなのですからけれども、ほかの方ならこの文章を見て。

○重松構成員　一般の方が見たときですね。

○安念主査　わかりました。この会議はどちらかというところアグレッシブローヤーズの集まりみたいになってしまっているから、世間一般ではそうではないかもしれないし、この表現はあくまでもある種の霞が関文学だから、これは大いに工夫の余地ありと思っています。どうも済みません。関さん、どうぞ。

○関構成員　ありがとうございます。

幾つかあるのですが、まず今の点について、念のため誤解なきよう申し上げますと、私は各事業者が自分のサービスについて違法性を認識しつつサービス提供するということは許容できないと思っています。したがって、各事業者が個々に適法性を判断してやるべきだと思います。ただ、民間企業ですし、スタートアップも多いため、政府の方と違って厳格に判断できないので十分配慮できるような表現ぶりをしていただきたいという趣旨でございます。

今の論点とは違う話をしていいでしょうか。

○安念主査　どうぞ。

○関構成員　1つは、グレーゾーン解消制度の御説明をいただいたのですが、既に違法だと政府当局から言われているようなサービス、例えばライドシェアについては、グレーゾーン解消制度では解決できないと思います。したがって、そういったものは法改正をしないと事業の提供ができないわけですが、ライドシェアについては全く政府部内での検討が進んでいない状況です。

ここから提案なのですが、以前も申し上げたのですが、この検討会議の提言の中の1つとして、ライドシェアを含めたシェアリングエコノミーの実現のための法環境整備についての検討の場を政府部内に設置して、政府全体で取り組みを進めていくということを明確に報告書の中に記載していただきたいというのが御提案でございます。

細かい点、もう一点だけよろしいですか。

○安念主査 どうぞ。

○関構成員 非常に細かい点なのですが、2ページで今回新たに追加になったところで地域社会の関係者もルール策定に関与するとあるのですが、趣旨はわかるのですが、実際にどういう方をどういう方法で選定して、どういう形でルール策定に関与させればいいのかイメージができないため、そのあたりは御説明いただければと思います。

○安念主査 第1点は、まさに法改革というか、パーマネントな仕組みが要るだろうという御提案ですね。これは前からここで議論になっていた話。後者については何か御説明はありますか。

○松田企画官 後者については、生貝構成員の御意見を踏まえて入れたところではあるので、生貝構成員よりご説明頂ければと思いますが、シェアリングエコノミーの地方自治体等への導入とか図る場合に影響を受ける地域社会の方々もルール策定に関与させていくべきではないかというような御意見だったかと思います。

○関構成員 例えば全国的にサービス提供するような場合は、全国的にやらなければいけないというイメージですか。

○持丸構成員 持丸です。

少し認証のところは私、今回もかかわっているのですけれども、まず直接的なお答えを言いますと、ルール策定そのものに入っていただくか、ある程度原案が出たときのヒアリングらみたいなところでまだ意見が出せるような形で入っていただくかということで行くと、私は若干後者かなと思っています。地域限定の場合は、その地域ですし、全国の場合は、例えば消費者団体であるとか、適切なところを選んで代表的な意見として意見を伺うというような形でコンセンサスをつくっていくという枠組みがあればよいのかなと思っています。

直接的な質問で先ほどの増島先生の話ではないですけれども、まさしく今回のたてつけはガイドラインの途中までをこの中で見て、認証のあり方そのものについては、この団体のほうに任せて、持続性というのは認証がビジネスとして続くかどうかということも踏

まえて考えていっていただく。森先生からも、もう少し認証に自由度を持たせたほうがいいという話で、実はこれは協議会とも話をしたのですが、もちろん、それを全面的に否定するわけではなくて、ただ、余りいろいろな自由度を持たせると認証コストがかさむという側面もあって、そのあたり、どんな組み合わせで実現できるか、先ほど先生からも幾つかのセットがあって、それを組み合わせて認証事業者が選んでいくとかというのもしやいました。私から言うと、製品のカスタマイズみたいなものですから、そのような形だと余りコストがかからずにできるかもしれない、具体案は引き続き検討したいなどは思っておりますけれども、半分答えという形でお話をいたしました。

○安念主査 では、全国展開するからといって、1,700自治体全部に意見を聞いて回れという話ではないということですね。

○持丸構成員 そういう意味ではなくてということです。ただ、その意見が入るような席を設けて、そこを透明性にしておいて、こういう方を入れて御意見をいただきましたよという話があればよいのではないかとということ。

○安念主査 なるほど。関さん、いかがですか。今の点。

○関構成員 実現性、実効性があるのかどうか、よくまだわかっていない状態です。

○安念主査 生貝先生、済みません、どうぞ。

○生貝構成員 ここは私、確かに前回少し申し上げさせていただいたところでしたので、その心といいますのは、ルールの方策に参加できる利害関係者と申したときに、消費者、サービス提供者という二者だけを例示する形ですと、その取引、シェアリングエコノミーのサービスに直接参加している人しか関与できないという感触を与えるのではないかとこの趣旨でございます。

ですので、例えば地域でやるのであれば、実際にシェアリングサービスをサービス提供者としてもユーザーとしても使っていないけれども、影響を受ける地域住民などにも何かしらの関与の機会が与えられるべきなのではないか。もちろん、そのやり方はさまざまであって、ここを書かれている場所自体が目的、基本理念の前の全体を貫く考え方というところですので、それを具体的にどう実施するというのは、まさに全国展開なのか、地方なのか、あるいはマンションの住民全体に影響を与えるようなことなのかといったようなサービスの性質に応じて具体化されてくるべき事項なのかなと思います。

○安念主査 わかりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○犬童参事官　まず今日の意見を聞いていて全体的な話をさせていただきたいのですが、前回の会議の最後のほうで、私のほうから軸をどうするかという話をしたと思うのです。この軸というのは自己判断を誰がするのかという軸だと思うのです。今日議論になった適法性の確認部分についてもその議論だと思っていまして、グレーゾーンというのは誰が判断するのか。グレーゾーンなので誰が判断してもとりあえずいいのですけれども、事業者が判断して自己責任のもとでやっていって、何かあったら裁判になる。

行政がグレーゾーンという判断をすることもありますが、なかなか行政の立場でそんなことは言えないですが、解釈を間違えることだってある。それは最終的には裁判になっていくのですけれども、そのグレーゾーンをどこが判断するかということのくり込みを今回この検討会でやろうとしていることなので、一方で、経産省さんの発表にあったグレーゾーン制度、ああいう制度があるということは日本型の特徴なのです。制度によっているということなので、グレーゾーンを制度に判断させるという仕組みになっている。

恐らく、増島先生のアグレッシブな判断のところと上田さんの懸念されているところを合わせていくと、日本型の折衷案というのは、報告書の3章と5章、これをうまく組み合わせるような形でグレーゾーン制度とかいろいろなもの、あるいは規制改革の仕組みを使いながらやりつつ、一方で、シェアリングエコノミーについては事業者さんで適法性の部分もある程度判断するような仕組みをつくっていただかないと新しい世界にならないと思うのです。そこをうまく調整したような書きぶりを検討したいというように思います。

認証のところも同じだと思っていまして、これも自己認証ですので、事業者さんが、団体さんがどういう認証をするのかというのはある程度柔軟性を持った形でやればよいと思っていますし、要するに、ガイドライン標準モデルと全てがリンクする必要はないとは思っております。

一方で、ガイドラインの位置づけも標準という言葉がいいのか、あるいはもう少し事業者さんの自己判断のほうに寄せるといふ意味であれば、もう少し標準という、どちらかという政府に寄った書き方ではなくて、先ほどの森先生がおっしゃったような配慮原則とか、そういった整理もできるかと思っていますので、だんだん離れていた立場が収れんしていくのではないかなと思っていますので、うまくまとめられるかどうかわかりませんが、きょうの意見を踏まえてもう少し調整して、また個別にいろいろと御相談させていただければと思います。

○安念主査　ありがとうございます。

では、上田さん、成原先生、どうぞ。

○上田構成員　3章と5章の文章をすり合わせていただくということなのですが、そのす

り合わせの対象として残るのであれば、10ページから続く16ページまでのアの登録事項の適法性だけが引っかかっているイー3ですとか、そういったところもすり合わせていただけるとうれしいなと思います。

○安念主査 それはよくわかりました。

成原先生、どうぞ。

○成原構成員 先ほどの犬童参事官のグレーゾーンに関する自己判断を誰がするのかという問題提起に絡めて、適法性の調査と認証の関係についてもう一点、コメントさせていただきます。先ほどの上田構成員のお話を伺っていると、適法性の調査を事業者に求めること自体というよりも、それが認証とリンクされることを懸念されているのではないかと私は理解しました。仮に認証の仕組みを導入して認証においてコンプライアンスを考慮する場合には、認証機関はサービスの適法性について一から審査するのではなくて、シェアエコ事業者の判断を尊重する形で審査することが求められるのではないかと思います。もちろん、明らかに事業者の法令の解釈がおかしい場合には、認証機関が口を挟むということは当然あり得ると思うのですが、基本的には事業者自身の判断を尊重することが、脚注でも書かれているシェア事業者のアカウントビリティを高める趣旨とも合致するのではないかと考えます。

○安念主査 なるほど。ありがとうございました。

森先生、どうぞ。

○森構成員 済みません、くどいのですがけれども、先ほど関さんがおっしゃいました規制の検証をする、規制改革を検討することを設けるということに私ももちろん賛成です。それとの関係ですがけれども、先ほど日本の市場における民泊のプレーヤーは外国資本だという話がちらっとありまして、それを聞いてやはりそうなのだと思って衝撃を受けたのです。

○安念主査 事実は本当そうです。

○森構成員 同じような、1つ規制改革との関係で、規制緩和との関係でお伝えしておこうと思うのですがけれども、検索エンジンもそうですね。検索の著作権法の検索についての権利制限規定を適時にうまくつくれなかったことによって、日本語の検索サービスというのは、エンジンはグーグルから引っ張ってきているわけですね。だけれども、中国語の検索エンジンというのは中国資本がつくっているし、ハンガルの検索エンジンというのは韓国の資本がつくっています。同じようなことがまたここで起ころうとしているわけですから、そのことについては重々御注意いただいております。お進めいただいたほうが良いと思います。

○安念主査 ほかにもうお一方ぐらいいかがですか。

どうぞ。

○増島構成員 先ほど事務局にまとめていただいたとおりなのですが、イノベーションを進めるために法律とどう対峙するかというのは、ある意味方法論でありまして、どうやるかという技術の問題なのです。

アメリカだとレギュラトリーハックなどと言っていて、レギュレーションをどうハックするかという観点で議論されるのですが、本質はリスクベースで物をどのように進めていくかという冷静な話です。適法・違法の線引きというのはそんなにリジッドなものではなくて、もう少し動的に判断するということなのだと思います。先ほど少し触れましたが、小さくやっているときにはそんなに影響がないので、違法とまで言う必要はないという判断もありますし、みんなが使いに来ると社会への影響が大きくなってくるので、事業者としても、もう一度今のビジネスの状況を踏まえて対応を整理しなおそうよ、ということになるわけです。

法律の文言を見て、何かこれが適法か違法かと、何もサービスも見ずに、どのぐらい使っているかということも見ず、また、役所がそれをどのようにモニタリングしているかという実態も見ずに法律を字面だけ見ていいとか悪いとかということではありません。実際、役人もこれを持ってこられると判断せざるを得ないので、 OWN リスクでやってくれと思うものもあるはずなんです。法令上の位置づけが必ずしも明確ではなくて、役所に相談せずに行うサービスのなかには、実際にエンフォースメントが発動するのかわからないのかというの見切ったうえで総合的に判断をして動いているというものがあるわけです。その辺も全部含めて事業者は、立ち上げフェーズ、顧客獲得が少しずつ進んでくるフェーズ、マーケティングを強化してより広く認知を高めていくフェーズ、とそれぞれのフェーズで自分が何をすべきかというのを考えながら動いていくという戦略的な行動が、少なくとも真っ白な領域でない領域をやるには必要なのです。

法律が文言で書いてある内容と実態には必ず乖離がありますから、どの程度の乖離が許されて、その乖離をどのようにマネージするのかというのは、もう本当に技術の問題です。こういう風にやるのだよねというのがあるわけですね。そこがどういう形でか、それをそのままここに書くのも政府がレギュレーションのハックの仕方を民間に指南するというのも変な感じがするので、書きぶりとしては、私はこういう書きぶりではないかなとは思っています。こんなことを申し上げているのは、先ほど私についてアグレッシブというご発言をいただきまして、それが議事録に残って、あいつはアグレッシブだということになると困りますので、そういうことではないということにして、またそう受け止められているとすると私の真意が伝わっていないということなので、改めてご説明を差し上げているわけです。そういうことではなくて、法律の当てはめがよくわからないときに、ど

のようにその不確実性、これはリスクということになりますが、このリスクを管理するのか、という極めて常識的な話を差し上げただけであるということです。それがスタートアップという、大企業のようにちょっと何かすると積み上げた信用に傷がつくというのとは違って、もともとレピュテーションなリスクの許容度が高いプレイヤーが、これをレバレッジして法令の不確実性をマネージしながらビジネスを行うとするとどのようにやるのか、ということをお話ししたにすぎません。自らマーケットを作るために、より戦略的に、法律を与えられたスタティックなもののみではなく、ユーザーの力を借りて、民主主義の力で法律を変えていくという、そういう全体のインタラクションの中で法令の不確実性を管理していくという、そういう考え方をお示したわけです。こういう活動は、スタートアップが社会から期待されている行動なのではないか、コンプライアンスというのが社会からの要請に応えることを意味するとすれば、これこそスタートアップのコンプライアンスなのではないでしょうか、ということをお示ししているのです。

○安念主査 いろいろありがとうございました。大体時間になりました。非常に活発な御議論をいただいて、ありがとうございました。本質的な点に触れていただいたと思います。犬童参事官のおっしゃった、だんだん近づいているというのは、私は楽観的かもしれませんが、そう思いましたね。前に松岡さんから、この話は消費者の自己責任というか、目利きの問題だという御指摘があったやに記憶しています。これは私、かなり画期的な御発言だったと思う。それから、きょうの話では、グレーゾーンかどうかの認定は最終的ではないが、第一次的には事業者がやる。ファイナルではないが、プライマリーには事業者がやるというので大体の合意はできたのではないかと。

これは非常に大きな意味をもちますね。とはいえ、日本は、私も含めて西海岸のさんさんたる太陽に照らされていればそれで幸せかということそうではないから、日本的な味つけは要るのだろうけれども、収れんしていくことを実感として感ずることができました。本当に今日もありがとうございました。

それでは、次のことを御連絡いただきましょうか。

○松田企画官 きょうはお疲れさまでございました。次回につきましては、別途、御連絡申し上げます。

以上です。

○安念主査 本日はどうもありがとうございました。